

○関市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則

平成28年12月28日関市規則第40号

関市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）並びに介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）において使用する用語の例による。

(総合事業の種類)

第3条 この規則において総合事業とは、次に掲げる事業とする。

(1) 居宅要支援被保険者等に対して必要な支援を行う第1号事業（以下「介護予防・生活支援サービス事業」という。）

(2) 住民主体の介護予防活動の育成、支援等を行う法第115条の45第1項第2号に規定する事業（以下「一般介護予防事業」という。）

2 介護予防・生活支援サービス事業は、次に掲げる事業をもって構成する。

(1) 訪問型サービス（法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。）

(2) 通所型サービス（法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。）

(3) 介護予防ケアマネジメント（法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。以下同じ。）

(実施主体)

第4条 総合事業の実施主体は、関市（関市が設置する地域包括支援センター

(以下「地域包括支援センター」という。)を含む。)とする。

(総合事業の対象者)

第5条 介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する被保険者とする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 次の各号のいずれかに該当する者

ア 居宅要支援被保険者

イ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第197号)様式第1の質問項目(以下「チェック項目」という。)に対する回答の結果に基づき、同告示様式第2に掲げるいずれかの基準に該当する第1号被保険者(以下「事業対象者」という。)

2 一般介護予防事業の対象者は、第1号被保険者及びその者を支援する活動に関わる者とする。

(地域包括支援センターの役割)

第6条 地域包括支援センターは、地域の高齢者の健康、生活状況等の把握に努め、支援を必要とする高齢者に対し、介護予防・生活支援サービス事業のほか、必要に応じて介護、医療その他の適切なサービスの享受に繋げるものとする。

2 地域包括支援センターは、介護予防に係るサービスの利用を希望する旨の相談を受けたときは、総合事業、要介護認定の申請等介護保険制度に関することとともに、次に掲げる事項について十分に説明するものとする。

(1) 介護予防に係るサービスのみの利用であれば、要介護認定の申請は不要であり、チェック項目での事業対象者の要件の確認による迅速なサービスの利用が可能であること。

(2) 介護予防・生活支援サービス事業の利用開始後であっても、要介護認定の申請が可能であること。

(要件の確認等)

第7条 介護予防・生活支援サービス事業を受けようとする者で、居宅要支援被保険者でないもの(以下「サービス希望者」という。)は、チェック項目

が記載されたリスト（別記様式第1号。以下「基本チェックリスト」という。）に法第12条第3項に規定する被保険者証（以下「被保険者証」という。）を添付して市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による基本チェックリストの提出を受けたときは、サービス希望者との面接により事業対象者の要件を確認するものとする。ただし、サービス希望者が遠方である、外出に支障がある等の理由によりやむを得ず面接が出来ない場合又は面接が困難な場合は、電話又は家族からの聞き取りにより確認することができる。
- 3 第1項の規定による基本チェックリストの提出は、指定居宅介護支援事業者の代行により行うことができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。
- 4 第2項の規定による確認を受けた者は、関市介護保険法等の施行に関する規則（平成27年関市規則第32号）第15条第2項に定める届書を市長に提出するものとする。ただし、当該届書を既に提出している場合は、不要とする。
- 5 市長は、前項の規定による届書の提出があったときは、事業対象者である旨、基本チェックリスト実施日、地域包括支援センターの名称及び有効期間を当該事業対象者の被保険者証に記載し、これを返付するものとする。
- 6 基本チェックリストの有効期間は、当該基本チェックリストを実施した日（以下「実施日」という。）から次の各号に掲げる日までの期間とする。
 - (1) 実施日が月の初日である場合（第8項の規定による再提出の場合を除く。） 実施日の1年後の日の前日
 - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 実施日の1年後の日の属する月の末日
- 7 前項の規定に関わらず、実施日以後に要介護認定、要支援認定又は基本チェックリストの有効期間がある場合は、当該有効期間が満了する日の翌日から実施日の1年後の日の前日までを有効期間とする。
- 8 基本チェックリストの有効期間後も引き続き介護予防・生活支援サービス事業を受けようとする者は、当該有効期間が満了する日の翌日の14日前から当該有効期間が満了する日までの間に、基本チェックリストを再提出しな

なければならない。

- 9 第1項から第3項まで及び第5項の規定は、前項の規定による再提出の場合について準用する。

(介護予防ケアマネジメントの実施)

第9条 介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが実施するものとする。

- 2 介護予防ケアマネジメントを実施する地域包括支援センターは、当該介護予防ケアマネジメントの一部を指定居宅介護支援事業所へ委託することができる。

- 3 介護予防ケアマネジメントの実施に関し必要な事項は、別に定める。

(第1号事業支給費の支給等)

第10条 第1号事業支給費の支給は、月を単位として支給するものとする。

- 2 第1号事業支給費の対象となる介護予防・生活支援サービス事業（以下「指定介護予防・生活支援サービス事業」という。）を利用する事業対象者は、当該事業対象者が受ける指定介護予防・生活支援サービス事業に係る単位数の合計が、居宅介護サービス費等区分支給基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号。以下「区分支給限度基準額通知」という。）第2号に規定する要支援1の単位数に至るまで、指定介護予防・生活支援サービス事業を受けすることができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、退院直後等の理由により短期間かつ集中的に指定介護予防・生活支援サービス事業の利用が必要である等市長が必要と認める者は、区分支給限度基準額通知第2号に規定する要支援2の単位数に至るまで、指定介護予防・生活支援サービス事業を受けすることができる。

- 4 第1号事業支給費の支給に係る指定介護予防・生活支援サービス事業1単位当たりの単価の額は、厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）による。

- 5 前項に規定するもののほか、第1号事業支給費の額の算定に関する基準については、別に定める。

(サービスの提供の廃止)

第11条 市長は、事業対象者又は一般介護予防事業の対象者が次の各号のい

ずれかに該当するときは、総合事業によるサービスの提供を廃止するものとする。

(1) 事業対象者が第5条第1項各号に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 事業対象者又は一般介護予防事業の対象者が死亡したとき。

(苦情処理)

第12条 市長は、総合事業によるサービスの利用者及びその家族からの当該サービスに関する苦情を受け付けるための窓口を、地域包括支援センターに設置するものとする。

2 地域包括支援センターは、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容を記録しなければならない。

(指定事業者による介護予防・生活支援サービス事業の実施)

第13条 法第115条の45の3第1項に規定する市長が指定する者（以下「指定事業者」という。）は、介護予防・生活支援サービス事業（介護予防ケアマネジメントにあつては、居宅要支援被保険者に係るものに限る。）を行うことができる。

2 指定事業者の指定に関し必要な事項は、別に定める。

(高額介護予防サービス費の支給)

第14条 市長は、事業対象者が受けた介護予防サービスに要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額を控除して得た額が著しく高額であるときは、当該事業対象者に対し、高額介護予防サービス費を支給する。

2 前項に規定するもののほか、高額介護予防サービス費の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費の支給に関して必要な事項は、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスに必要な費用の負担が家計に与える影響を考慮し、別に定める。

(高額医療合算介護予防サービス費相当事業)

第15条 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスの利用に係る費用

の負担が家計に与える影響を考慮し、医療保険の自己負担額を合算した額を考慮した高額医療合算介護予防サービス費に相当する事業（以下「高額医療合算介護予防サービス費相当事業」という。）を実施することができる。

2 高額医療合算介護予防サービス費相当事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

（一般介護予防事業の実施）

第16条 市長は、一般介護予防事業として次に掲げる事業を実施する。

（1） 介護予防把握事業（収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる事業をいう。）

（2） 介護予防普及啓発事業（介護予防活動の普及・啓発を行う事業をいう。）

（3） 地域介護予防活動支援事業（住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う事業をいう。）

（4） 一般介護予防事業評価事業（介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う事業をいう。）

（5） 地域リハビリテーション活動支援事業（介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等に対するリハビリテーションの専門職等による助言等を実施する事業をいう。）

2 前項各号に掲げる事業を実施するときは、地域において育成されたボランティア又は地域活動組織と協力し、介護予防・生活支援サービス事業との連携に努めるものとする。

3 第1項各号に掲げる事業の実施に必要な事項は、別に定める。

（委任）

第17条 この規則に定めるもののほか総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。